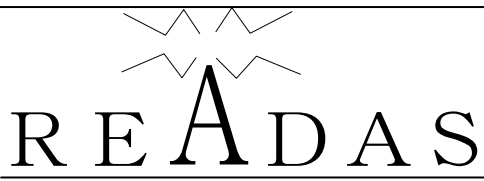


第 4479 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2012年)平成24年 5月 9日 水曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 評価損を計上した上場株式の時価が回復した場合

Q：当社では、保有している上場株式が著しく低下したため、前期において評価損を計上しましたが、今期になって上場株式の時価が回復してきました。前期の修正をする必要がありますか？

A：修正する必要はありません。

【解説】

法人が長期保有目的で所有する上場株式の時価が著しく低下（その時の帳簿価額のおおむね50%相当額を下回る低下）し、かつ、近い将来その価額の回復が見込まれない場合には、評価損を損金算入することが認められます。

ところで、ご質問のように、評価損を計上した上場株式が、翌期になって株価が上昇するということもあるかもしれませんが、このような場合であっても、前期に遡って、損金算入処理を修正する必要はありません。

ただし、株価の回復可能性の判断は、あくまでも各事業年度末時点において合理的な判断基準に基づいて行わなければなりませんので、前期末において、これが行われていない場合はこのとおりではありません。

なお、この場合の回復可能性の判断は、過去の市場価格の推移、発行法人の業況等も踏まえて行わなければなりませんので注意しておいてください。

